

令和元年第5回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年8月9日(金) 午後1時30分から午後4時00分

2. 開催場所 人権交流プラザ2階研修室

3. 出席委員 (21名)

会長	3番	濱田香	会長職務代理者	9番	田渕緑
委員	1番	家根宗継	委員	14番	香山川恵
〃	2番	川上信温	〃	15番	山口三子
〃	5番	小林一淳	〃	16番	福田淳一郎
〃	6番	大西淳隆	〃	18番	柳田和廣
〃	7番	石谷隆二	〃	19番	田中安美
〃	8番	山田準二	〃	21番	福安川重修
〃	10番	建部憲二	〃	22番	砂川雄
〃	11番	小林勉	〃	23番	福田重彦
〃	12番	猪口実司	〃	24番	福安東和彦
〃	13番	岩永正司			

4. 欠席委員 (3名)

委員	4番	谷口伸樹	委員	20番	村田幸範
〃	17番	加藤修			

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：18名)

邑美	有本知勝	せんだい	上田壽一
高草	依藤利一	高草	谷口彰俊
湖南	森清美	湖東	小松和幸
湖東	佐々木文仁	国府町	福田恵人
河原町	梶川和生	河原町	岸本明美
用瀬町	池本和明	用瀬町	小林照美
気高町	藤本武夫	気高町	谷中健美
鹿野町	原田一夫	青谷町	山田千也
青谷町	大石剛史	青谷町	鈴木光頼

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第26号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第28号	非農地証明について
議案第29号	農地転用事業計画変更申請について
議案第30号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第31号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (4) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (6) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事

8. 会議内容

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第5回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在21名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、15番 山口委員、16番 福田淳委員を指名します。</p>
事務局	<p>では、議事に入ります。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号29番につきましては、上味野地内の田 1,908㎡を贈与により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は94アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
上田委員	<p>現況は田として利用されております。今回取得する農地は、以前から譲受人が耕作しており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
大西委員	<p>推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号29番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号30番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号30番につきましては、用瀬町鷹狩地内の田 1,022㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から20km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p>

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は66アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

小林照委員 現況は田として利用されております。今回取得する農地は、以前から譲受人が耕作しており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

安東委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号30番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号31番を審議します。事務局の説明を求めま

整理番号31番につきましては、国府町岡益地内の畑 111㎡を売買により所有権移転するもの

です。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明しま

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は75アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

福田恵委員 現況は畑として利用されております。譲受人の住所地に隣接する農地で、効率的に耕作される計画ですので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
山田準委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号31番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号32番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号32番につきましては、気高町下光元地内の田 1,207㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は280アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
藤本委員	農業委員と現地確認しました。申請地は、田として利用されています。譲受人は専業農家なので問題なく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
柳田委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号32番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
	では議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 整理番号8番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。

申請地は、湖山町西二丁目地内の畑1筆、499㎡です。農地区分は、第2種農地、住宅等が連たんする区域に近接する区域内の農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

小松委員 担当農業委員と現地確認しました。現在は申請地から100m弱離れたところに家を立て住んでいるが、築年数が60年くらい経っており、庭も小さく、家が狭く、自分の土地に家を建てたいということで申請されています。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員 担当推進委員の報告のとおりで、周りの皆さんから同意書をもっており、転用することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号9番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号9番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。
申請地は、青谷町河原地内の畑1筆、306㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

鈴木委員 7月25日に事務局、担当農業委員、及び推進委員で現地確認しました。申請地の隣接した場所には、機織り工場が建てられておりまして、利便性を良くするためにこの隣に住宅を建てたものです。利便性を良くするだけでなく、現在住んでいる家がかなり古くなっており、新しく家を建てたいとのこと。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

山口委員 担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

では議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。
整理番号10番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。
申請地は、里仁地内の田1筆、1,429㎡です。農地区分は、第2種農地、住宅等が連たんする区域に近接する区域内的の農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。
申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。
申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。
以上で説明を終わります。

議長

では、担当推進委員の報告をお願いします。

森委員

8月1日に担当農業委員と現地確認しました。申請地は、所有者が以前申請許可を受け平成27年に埋め立てて、現在は畑地として使用しています。農地は農振から除外され、福祉エリアとして指定されております。以前から、住宅地にある駐車場を契約されて利用していましたが、地主から住宅等を建築したいとの申し出があり、明け渡さなければなくなり、代替地を探しましたが職員や利用者の送迎に危険があり、最終的に申請地が候補に上がりました。
転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長

引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

福田淳委員

担当推進委員の報告のとおりですが、賃借人は従業員38人、利用者が160人で合計200人くらいですが、車が駐車できるのが30台であり、転用することに問題ないと判断します。

議長

では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号10番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号11番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号11番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。
申請地は、用瀬町古用瀬地内の畑1筆、453㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。
申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。
申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。
以上で説明を終わります。

議長

では、担当推進委員の報告をお願いします。

池本委員

7月30日に担当農業委員と事務局で現地確認しました。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長

引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

安東委員

担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。

議長

では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号12番を審議しますが、議案第29号整理番号2番の農地転用事業計画変更申請と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号12番につきましては、店舗建築を転用目的とするものです。 申請地は、河原町布袋地内の田3筆、合計1711㎡です。農地区分は、第3種農地、駅・役場等から300m以内に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 議案第29号整理番号2の農地転用事業計画変更申請について説明します。 整理番号2番につきましては、転用目的の変更を事由とした事業計画の変更になります。 申請地は、河原町布袋地内の田1筆、693㎡において、平成18年8月28日付けで店舗併用住宅建築を目的とした転用を許可したのになります。 変更内容につきましては、新たな転用事業者が店舗建築を目的として転用するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
岸本委員	7月31日に農業委員と現地確認しました。現場は、国道が通っておりまして、鳥取に向かって右側は工業団地で全部潰れまして、部落の裏にちょっと昔の苗田みたいな田圃がいっぱい残っております。5反か6反くらいだと思いますけど、その中の二つですが、一つはセイタカアワダチソウが生えておりまして、もうほとんど田圃には戻らないと思います。一つは狭い三角田圃でありますけど、畑にはなんとか還るかもしれないけど、耕作される人がいないと思うような所です。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	担当農業委員が欠席ですが、質疑・意見はございませんか。
猪口委員	29号線沿いの田圃3枚の内の1枚しか転用目的の変更が出てないけど、あと2枚はどうなっているか。
事 務 局	申請地は3筆ありますが、その内の1筆だけが以前転用許可を受けておりまして、残りの2筆は今まで許可を受けていないところになっております。
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号11番及び議案第29号整理番号2番の農地転用事業計画変更について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号13番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号13番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、鹿野町鹿野地内の畑1筆、401㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
原田委員	先月の末、担当農業委員と現地確認しました。申請地は譲受人の実家の土地の近くで、定年が近くなり、鹿野で生活したいとのことで計画されたそうです。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
砂川委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。

	(質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号13番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号14番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号14番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、津ノ井地内の畑1筆、236㎡です。農地区分は、第3種農地、駅・役場等から300m以内に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有本委員	8月5日に農業委員と現地確認しました。申請地は、津ノ井の住宅地の一部畑が残っておりまして、自宅を建てたいとのこと。公共下水道も完備されておりまして、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議長	担当農業委員が欠席しておりますが、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号14番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第28号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第28号非農地証明について説明します。 整理番号50番の申請地は、気高町宝木地内の田2筆、畑1筆、合計2,281㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
谷中委員	7月30日に担当農業委員、気高地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、竹・蔓が繁茂し、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
柳田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号50番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号51番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号51番の申請地は、鹿野町末用地内の田1筆、181㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。

原田委員	7月31日に担当農業委員、鹿野地域の推進委員2名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、雑草が繁茂し、原野化しておりました。申請地は自宅と裏山の間に位置しており、山と一体化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号51番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号52番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号52番の申請地は、河原町三谷地内の畑1筆、620㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
梶川委員	7月31日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、申請地周辺も含め、雑草・雑木が繁茂し、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	担当農業委員は欠席であるため、担当推進委員の報告をもって、担当農業委員の報告と代えさせていただきます。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号52番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号53番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号53番の申請地は、気高町酒津地内の畑1筆、48㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
谷中委員	7月30日に担当農業委員、気高地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、建物が建築されており、宅地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
柳田委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請地の建物は空き家となっておりますが、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号53番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

続きまして整理番号54番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号54番の申請地は、鹿野町閉野地内の畑1筆、250㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

原田委員 7月31日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、車庫兼作業小屋が建築されており、宅地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

砂川委員 担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号54番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号55番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号55番の申請地は、気高町酒津地内の畑2筆、合計122㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

谷中委員 7月30日に担当農業委員、気高地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、申請人が営む自営業の廃材が置かれており、資材置場として利用されておりました。申請地は山裾に位置しており、人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

柳田委員 担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号55番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号56番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号56番の申請地は、気高町下光元地内の田1筆、297㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

藤本委員 7月30日に担当農業委員、気高地域の推進委員2名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、バラスが敷かれ、駐車場として利用されており、一部は家庭菜園として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

柳田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。
山田準委員	家庭菜園を非農地として扱ってよいのか。
事務局	住宅敷地と一体的に利用されている家庭菜園は農地として取り扱わないこととなっております。
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号56番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号57番は整理番号58番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号57番の申請地は、白兔地内の畑1筆、85㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 整理番号58番の申請地は、白兔地内の畑1筆、85㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
佐々木委員	7月30日に担当農業委員、湖東地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、土地造成され、駐車場として利用されており、草刈り等の維持管理がなされておりました。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号57番および58番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号59番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号59番の申請地は、菖蒲地内の畑1筆、104㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
依藤委員	7月26日に担当農業委員、高草地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、以前に住宅敷地として利用されておりましたが、現在は建物が取り壊され、草刈り等の維持管理がされておりました。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
家根委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号59番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号60番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号60番の申請地は、青谷町長和瀬地内の畑1筆、99㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員は本日欠席のため、担当農業委員の報告をお願いします。
石谷委員	8月2日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、灌水設備が無く、畑地として利用できないため、耕作放棄され雑種地となっております。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号60番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号61番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号61番の申請地は、気高町常松地内の畑2筆、合計755㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
藤本委員	7月30日に担当農業委員、気高地域の推進委員2名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、バラスが敷かれ、資材置場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
柳田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号61番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号62番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号62番の申請地は、西今在家地内の田1筆、畑1筆、合計1,184㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
谷口彰委員	7月26日に担当農業委員、高草地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅の母屋・離れ、車庫、土蔵が建築されており、一体が住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
家根委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。

議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号62番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号63番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号63番の申請地は、気高町酒津地内の畑1筆、66㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
谷中委員	7月30日に担当農業委員、気高地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、以前は山裾に位置する段々畑として利用されておりましたが、現在は墓地として利用されておりました。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
柳田委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請地周辺も墓地となっているため、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号63番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号64番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号64番につきましては、申請者より取下げの申し出がありましたので、議案からは削除していただきますようお願いいたします。
議 長	続きまして整理番号65番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号65番の申請地は、気高町宝木地内の畑1筆、125㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
谷中委員	7月30日に担当農業委員、気高地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、申請地に隣接する宅地と一体的に利用され、住宅の裏口の通路として利用されておりました。農業後継者もないため、人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
柳田委員	担当推進委員の報告のとおりであり、今後農地として利用される見込みもないため、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号65番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして整理番号66番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号66番の申請地は、安長地内の田1筆、396㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
小松委員	8月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅が建築されており、宅地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号66番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第30号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第30号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和元年8月27日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規4件、更新30件、合計34件で、面積は、田37,975㎡、畑31,222㎡、合計69,197㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権23件、使用貸借による権利11件、所有権移転1件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第31号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第31号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田22,914㎡、畑4,713㎡。権利種別の内訳は、賃借権19件、使用貸借による権利3件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (4) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (6) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議	長	<p>その他報告事項につきまして、事務局ありますか。 (特になし)</p>
会	長	<p>それでは検討事項に入ります。事務局お願いします。</p>
事	務	<p>局長の方から冒頭説明がありました。今日10時から農林水産部長はじめ市の執行部4名と意見交換会を行っております。 今年度の意見書の作成、こちらの方の元の意見が出たのではないかと考えています。 予定ではこの時間で意見書の方の案の検討をしていただきたいと思っていたんですけども、午前中いろいろな意見が出ております。こちらの方テープ起こして次の議案書の方に入れたいと考えています。 それを元に意見書の方、次の総会で組み立ててられればと考えていますので、こちらの意見書の検討の方はしないということで考えております。 その他、午前中に出なかった意見は、こちら農業委員会事務局の方にお伝えいただければ、電話でも結構です。またそれを反映させて意見書の方、項目に入れていきたいと考えています。</p>
議	長	<p>意見書の検討につきましては、今日はなしという事です。 意見・提案をいただいて、次の意見書に反映するというのが最終目標ですので、今年度の意見書に盛り込んでいきたいというところで、実態に即した皆さんの意見があり、今日の意見交換会は有意義だったと思います。はい、どうぞ。</p>
田	中	<p>委員</p> <p>午前中にも小林委員に言われて、我々の意見書これは農業委員会として行政に対してものを言ってるんですよ。それに対して聞き入れてほしいから意見書になっているんです。去年の11月に決起しましたよね。それについての部分が午前中の回答書には出ていなかった。国・県これが多いです。鳥取市が単独で補助しようかという部分が見えてない。 これを会長として鳥取市の方に申し入れをしてほしいと思います。 もう1点、先月の総会の席で会長は、市の再生協に参加しましたと言われました。自分は農地の確認をします。1品目1畝以上作っています。家庭菜園です。これを転作と見るか見ないかになります。つまり1品目1畝以上というのは難しい。農業委員として会長として市の再生協に申し入れをしてほしい。</p>
議	長	<p>今日の意見交換会で中で、農業委員会法38条の意見書の定義というのが、農地利用最適化の推進施策の改善についての具体的意見を関係機関、行政機関に提出する。必要があれば。という事なんです。この3つの柱がありますけど、どれをするにも最終的には予算化してもらわないと進まない。事業をするのにそれに充てる予算がないという、なかなか受け入れてもらえないというのが現場の思いであるということではないでしょうか。</p>

田中委員	<p>それも含めて、国・県・市で予算が削減されました。何%カットです。ここから始まって来るんです。現場の方は予算付けをしてもらえないんですか。</p> <p>市の職員は3年たったら変わるんです。引継ぎはどうか知りませんが、顔も覚えな、農家の実態も知らない中で、農業委員会が指摘をし意見書を出しても予算がないでは黙っておくわけにはいきません。このことを会長としてお願いします。</p>
議長	<p>そういった機会がありましたら、しっかりと伝えていきたいと思っております。今日出た意見もまとめて把握して皆さんとも協力していきたいと思っております。</p> <p>再生協の方ですね、農業委員会の代表という事で出させていただいております。委員の意見という事で次の会がありましたら、申し伝えますので。</p>
田中委員	<p>鳥取市の農業組織関係が合同で意見交換会の開催をするとう聞きました。基本的には市の認定農業者協議会が主になっています。JAの青壮年部も含めて、3つか4つくらいが参加します。農業委員会として出席はどうか検討してください。開催時期は未定です。</p>
議長	<p>農業者の連携必要だと思っておりますので実現したいと思っております。今日はたくさんのご意見いただきありがとうございます。</p>
事務局	<p>来年の7月19日が現在の農業委員・推進委員さんの任期になってございます。次の改選に向けたスケジュールをブロック単位で事務局の方が出向いて行いたいと考えています。</p> <p>時期は8月の末ぐらいをめどに行いたいと考えています。日程の方は調整しながらお伝えしますのでよろしくお願いします。</p>
会長職務代理者	<p>以上をもちまして、令和元年度 第5回鳥取市農業委員会総会定例会を終了します。</p>